

閣
第一三三
号

起案

令和二年九月十五日

決定	上奏	令和二年九月十六日
令和二年九月十六日	令和二年九月十六日	令和二年九月十六日
施行	公布	令和二年九月十六日
令和二年九月十六日	令和二年九月十六日	令和二年九月十六日

内閣総理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

五直



内閣法制局長官



内閣総務官



麻生 国務大臣

高市 国務大臣

森 国務大臣

茂木 国務大臣

萩生田 国務大臣

五 五 五 五 五

加藤 国務大臣

江藤 国務大臣

梶山 国務大臣

赤羽 国務大臣

小泉 国務大臣

五 五 五 五 五

河野 国務大臣

衛藤 国務大臣

北村 国務大臣

菅 国務大臣

武田 国務大臣

五 五 五 五 五

竹本 国務大臣

田中 国務大臣

西村 国務大臣

橋本 国務大臣

五 五 五 五 五

別紙

内閣総辞職について

右閣議に供します。

おつて、閣議決定の上は、左案により通知することといたしたい。

案

令和二年 月 日

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て（各通）

内閣は、本日、総辞職することに決定いたしましたから、国会法第六十四条によつて、この旨、通知いたします。

別紙

内閣は、本日総辞職することとする。

◎ 参照条文

○ 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）

第六十四条 内閣は、内閣総理大臣が欠けたとき、又は辞表を提出したときは、直ちにその旨を両議院に通知しなければならない。